

身体障害者手帳を お持ちの方へ



東根市福祉課

1. この手帳の交付を受けて更生しようとなさる方には、国、都道府県、市町村などができるだけお世話をすることになっています。
2. 医療や生活などのことで相談されたい時や、杖・義肢などが必要な時は、いつでも近くの市町村役場、福祉事務所、保健所、児童相談所などにご相談ください。
3. 身体障害者福祉司、児童福祉司などが訪問させていただくことがあります。そのときは、ご希望を述べてご相談ください。
4. この手帳は、なくさないように大切にお持ちください。
5. この手帳は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。

※ こんなときは・・・

再交付申請が必要です

1. 手帳に記載された等級などに変化が生じた時
2. 手帳に記載された障がいに加え、他の障がいを有するようになった時
3. 手帳を紛失したり、棄損した場合

変更届の提出が必要です

4. 氏名を変更したり、転居した時

転出先の市町村役場で変更届の届け出が必要です

5. 他の市町村に転出した時

手帳の返還が必要です

6. 障がいを有しなくなった時
7. 死亡した時
8. 紛失により再交付を受けた後で、前の手帳を発見した時
9. 知事からの返還命令を受けた時

お住まいの市町村福祉事務所、もしくは市町村役場で手続きしてください

身体障がい者の方々への福祉サービス

身体障害者手帳所持者は、次のような福祉サービスを受けることができます。

ただし、平成12年4月より施行された介護保険法による認定を受けられる方は、同じサービスがあった場合は、介護保険法によるサービスが優先されます。

〔 目 次 〕

交通・移動

- ① 各種交通機関の運賃等の割引 …… 4
- ② 福祉タクシー利用及び給油助成
- ③ 人工透析患者通院交通費助成 …… 5
- ④ 有料道路通行料割引
- ⑤ 身体障がい者等用駐車施設利用証
- ⑥ 駐車禁止除外指定 …… 6
- ⑦ 山形県身体障がい者交通安全友の会

補装具・日常生活用具

- ① 補装具の購入及び修理の助成 …… 7
- ② 日常生活用具の給付

医療・保険

- ① 更生医療の給付 …… 8
- ② 育成医療の給付
- ③ 重度心身障害(児)者医療証の交付 …… 9
- ④ 特定疾病受療証の交付

税・公共料金

- ① 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の免除 …… 10 ～ 11
- ② 所得税及び住民税の障がい者控除 …… 12
- ③ NHK放送受信料減免

社会参加

- ① 自動車改造費助成 …… 13
- ② 介護用自動車改造費助成
- ③ 自動車操作訓練費助成
- ④ 手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業 …… 14
- ⑤ 声の広報
- ⑥ 障害者相談員
- ⑦ 東根市身体障害者福祉会

在宅福祉

- ① 重度脊髄損傷者等日常生活維持費の支給 …… 15
- ② 在宅酸素療法者支援事業
- ③ おむつ支給

障害者総合支援法によるサービス

- ① 訪問系サービス …… 16
- ② 日中活動系サービス
- ③ 住居系サービス

児童福祉法によるサービス

- ① 通所サービス
- ② 入所サービス

手当・年金

- ① 特別障害者手当 …… 17
- ② 障害児福祉手当
- ③ 重度心身障害児養育手当
- ④ 特別児童扶養手当 …… 18
- ⑤ 障害基礎年金
- ⑥ 障害厚生年金

就労

- ① 職業紹介 …… 19
- ② 山形障害者職業センター

交通・移動

① 各種交通機関の運賃等の割引

手帳の種別等によって、JR運賃、航空運賃、バス料金、タクシー料金のそれぞれの割引が受けられます。

※ 1種の方は本人および介添え者1名、2種の方は本人のみ割引が受けられます。

ただし、1種の方でも単身の場合は、2種と同じ扱いになります。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている人。 ただし、航空運賃については12歳以上の人
申請に必要な物	身体障害者手帳
窓 口	乗車券販売窓口、各種交通機関の会社にご相談ください。

② 福祉タクシー利用及び給油助成

次の(1)～(3)のうち、どれか1つを利用できます。

※ おでかけさぽーとタクシー利用券や高齢者移動サービス利用券をお持ちの方は利用できません。

(1)福祉タクシー利用証

〔1～3級までの身体障害者手帳の交付を受けている人〕

1枚あたり500円助成するタクシー券を、最大で45枚交付します。

※料金支払時に身体障害者手帳を提示すれば、10%割引になります。

(2)リフト付タクシー利用証

〔下肢・体幹・移動機能障害1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている人〕

1枚あたり3,000円助成するタクシー券を、最大で24枚まで交付します。

(3)給油利用者証

〔1～3級までの身体障害者手帳の交付を受けていて、自動車を所有している人〕

ただし、手帳所持者が18歳未満の場合は、同居をし生計を同じくする方が自動車の所有者となっている人

1枚あたり500円助成する給油券を、最大で12枚交付します。

申請に必要な物	申請書、身体障害者手帳、印鑑、自動車検査証(給油利用者証のみ)
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

③ 人工透析患者通院交通費助成

人工透析療法を受けるため、交通機関(自家用車を含む)を利用している人に通院距離に応じた通院交通費の助成をします。

対 象 者	じん臓機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている人。 本人及び本人と同居世帯の生計中心者の前年分の所得税が非課税であること。
申請に必要な物	申請書、同意書、身体障害者手帳、印鑑、通院証明書
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

④ 有料道路通行料割引

身体障害者が自ら運転する場合、もしくは1種の身体障害者を乗せて介護者が運転する場合、通行料金の50%の割引を受けることができます。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている人。
申請に必要な物	申請書、身体障害者手帳、自動車検査証 (ETC利用の場合)セットアップ証明書、ETCカード(障害者本人名義)
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

⑤ 身体障がい者等用駐車施設使用証

公共施設やスーパー等、不特定多数の方々が訪れる民間施設に設けられている身体障がい者用駐車施設の適切な利用を促進するために、行動上の制限を受ける方々に身体障がい者等用駐車施設使用証が交付されます。

対 象 者	視覚障害4級以上、平衡機能障害5級以上、上肢機能障害2級以上、下肢又は移動機能障害6級以上、体幹機能障害5級以上、内部機能障害4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人。
申請に必要な物	申請書、身体障害者手帳
窓 口	山形県障がい福祉課(山形市松波二丁目8の1) 村山総合支庁(山形市十日町1-6-6) または、東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

⑥ 駐車禁止除外指定

歩行が困難な方の使用する自動車又は身体障がい者の使用に供するために生計を同じくする方が運転する自動車を必要やむを得ない場合に限り駐車禁止の場所にも駐車することができます。

対 象 者	上肢機能障害2級以上、視覚・聴覚・平衡・体幹・内部機能障害3級以上、下肢機能障害4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人。
申請に必要な物	申請書、印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、現在交付を受けている標章(更新・変更のみ)
窓 口	村山警察署 交通課(村山市中央一丁目2番5号)

⑦ 山形県身体障がい者交通安全友の会

入会する場合、年会費2,000円になります。

ステッカーを希望する方は購入することができます。(会員:250円 ・ 非会員500円)

窓 口	山形県身体障害者福祉協会 (山形市大森385 TEL 023-686-3690)
-----	---

補装具・日常生活用具

① 補装具の購入及び修理の助成

盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子等の購入と修理の助成が受けられます。

ただし、原則1割の経費負担があります。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている人。 (ただし、障害部位や等級により、交付が制限される場合があります。また、介護保険法による認定を受けられる方は、同じサービスがある場合は、介護保険法によるサービスが優先されます。)
申請に必要な物	申請書、印鑑、身体障害者手帳、指定医師の意見書、見積書 マイナンバーカード又は通知カード
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

② 日常生活用具の給付

特殊寝台、特殊マット、入浴担架、聴覚障害者用屋内信号装置、盲人用器具、便器、ストマ用装具等を給付します。

ただし、原則1割の経費負担があります。

対 象 者	おおむね1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている人。 (ただし、障害部位や等級により、交付が制限される場合があります。また、介護保険法による認定を受けられる方は、同じサービスがある場合は、介護保険法によるサービスが優先されます。)
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、身体障害者手帳、見積書
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

医療・保険

① 更生医療の給付

18歳以上の方が身体上の障がい(主に目、耳、肢体、心臓、腎臓、肝臓)を軽くしたり、取り除いたりすることにより、日常生活を容易にするための医療給付です。

本人及び本人と同じ医療保険に加入している人の市民税額、本人の収入に応じて費用負担があります。

対 象 者	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人。 (ただし、県からの指定を受けた医療機関にかかる必要があります。)
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、身体障害者手帳、指定医師の意見書、概算額算出明細書、保険証(本人と同じ医療保険加入者全員分)特定疾病療養受療証の写し(人工透析療法を行っている方)マイナンバーカード又は通知カード
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

② 育成医療の給付

18歳未満の方が身体上の障がい(主に目、耳、肢体、心臓、腎臓、肝臓)を軽くしたり、取り除いたりすることにより、日常生活を容易にするための医療給付です。

本人及び本人と同じ医療保険に加入している人の市民税額、保護者全員の収入に応じて費用負担があります。

対 象 者	18歳未満の児童。 (ただし、県からの指定を受けた医療機関にかかる必要があります。)
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、指定医師の意見書、保険証(本人と同じ医療保険加入者全員分)、年金・手当の証書等、特定疾病療養受療証の写し(人工透析療法を行っている方)マイナンバーカード又は通知カード
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

③ 重度心身障がい(児)者医療証の交付

県内に住所がある医療保険加入者で、次に該当する方は医療費(保険適用外を除く)に対し、助成されます。

ただし、所得制限があり、該当しない場合もあります。

対 象 者	1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている人。
申請に必要な物	申請書、印鑑、身体障害者手帳、本人が加入している保険証
窓 口	東根市市民課 国保医療係にご相談ください。

④ 特定疾病受療証の交付

医療保険加入者で人工透析等を受けている方は、特定疾病受療証の交付を受けることができ、自己負担限度額1ヶ月10,000円となります。(ただし、70歳未満で一定所得のある方は20,000円)

対 象 者	長期にわたり一定の高額な治療を継続しなければならない疾病として厚生労働大臣が定める疾病にかかる治療を受けている方。 (主として人工透析を受けている方)
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、指定医師の意見書、保険証(本人と同じ医療保険加入者全員分)、または更生医療受給者証、特定疾病療養受療証の写し
窓 口	東根市市民課 国保医療係にご相談ください。 (ただし、国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入されている方は、加入保険者へお問い合わせください。)

税・公共料金

① 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の免除

障がい者が現に所有している自動車、あるいはこれから取得する自動車について1人につき1台の自動車税の免除が受けられます。

ただし、障がい部位や等級によって該当しない場合があります。

【車検証の名義】障がい者本人名義の自家用自動車に限られます。

ただし、18歳未満の障がい児の場合は、同居し生計を同じくしている方の名義でも対象となります。

普通自動車	運転の形態	本人運転 … 身体障がい者本人 家族運転 … 障がい者と生計を同じくしており、障がい者のために運転する人 ただし、別居の場合は障がい者と扶養関係にあること (月1回以上、障がい者のために運転すること) 介護運転 … 障がい者本人の世帯全員が障がい者の場合、障がい者を常時介護しており、障がい者のために運転する人 (週3回以上、障がい者のために運転すること)
	申請に必要な物	本人運転の場合 申請書、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、納税通知書、印鑑
		家族運転・介護運転の場合 申請書、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、納税通知書、印鑑、住民票謄本、通院・通学証明書等 別居は扶養関係がわかる書類(健康保険証・源泉徴収票等)
窓 口	≪取得税≫ 県自動車税事務所 TEL 023-621-8256 ≪自動車税≫ 村山総合支庁 北村山税務課 TEL 0237-47-8621	
軽自動車	運転の形態	本人運転 … 身体障がい者本人 家族運転 … 障がい者と生計を一にしている人 介護運転 … 障がい者を常時介護している人 (本人の世帯全員が障がい者の場合のみ)
	申請に必要な物	本人運転の場合 申請書、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、納税通知書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード
		家族運転・介護運転の場合 申請書、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、納税通知書、印鑑、通院・通学証明書等、マイナンバーカード又は通知カード
窓 口	東根市税務課 市民税係へご相談下さい	

減免の対象となる方(普通自動車)

障害の区分	該当障害級・号	
	本人運転	家族運転・介護運転
視覚障害	4級1号まで (4級1号・・・両眼の視力の和が 0.09以上0.12以下の方)	本人運転に同じ
聴覚障害	3級まで	本人運転に同じ
平衡機能障害	3級まで	本人運転に同じ
音声機能障害 (咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	3級まで	本人運転に同じ
肢体不自由	上肢 (2級2号・・・2級のうち両上肢障害の方)	本人運転に同じ
	下肢 (3級1号・・・3級のうち両下肢障害の方)	3級1号まで
	体幹	3級まで
乳幼児以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢	本人運転に同じ
	移動	3級両下肢まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・肝臓機能障害	3級まで	本人運転に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	3級まで	本人運転に同じ

② 所得税及び住民税の障がい者控除

身体障がい者手帳の交付を受けると、所得税・住民税が控除される場合があります。

対 象 者	身体障がい者本人、身体障がい者を扶養している方
申請に必要な物	印鑑、身体障害者手帳 (確定申告の時に障がい者控除の手続きをしますので、確定申告に係る書類も必要です。)
窓 口	村山税務署(村山市楯岡笛田一丁目9-34 TEL 0237-53-2151) または、東根市税務課 市民税係にご相談下さい。

給与所得者で年末調整を受ける場合は、職場の給与担当者が窓口となります。

また、控除額については、窓口でお問合せください。

③ NHK放送受信料減免

NHK放送受信料の半額減免・全額減免が受けられます。

(ただし、障がい部位や等級、家族の所得によって該当しない場合があります。)

対 象 者	半額減免 視覚障害者、聴覚障害者、その他の1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている人が世帯主の場合
	全額減免 身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税(住民税)非課税の場合
申請に必要な物	申請書、印鑑、身体障害者手帳
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

社会参加

① 自動車改造費助成

身体に重度の障がいがある人が就労などに伴って自ら運転し、所有又は取得する自動車を改造する場合、その改造にかかる費用について10万円を限度に助成が受けられます。

ただし、所得制限があります。なお、既に本事業により改造助成を受けた方については、助成を受けた日から5年を経過している必要があります。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている人
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、改造見積書
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

② 介護用自動車改造費助成

身体に重度の障がいがある人の介護等に伴い、身体障がい者本人又は生計を同じくする方が所有する自動車を改造する場合、もしくは、車椅子の使用に配慮した自動車を購入する場合について、20万円を限度に助成が受けられます。(改造費の1/2)

ただし、所得制限があります。なお、既に本事業により改造助成を受けた方については、助成を受けた日から5年を経過している必要があります。

対 象 者	下肢・移動機能障害1・2級、体幹機能障害1～3級の身体障害者手帳の交付を受けている人。 または、市長が、車椅子等を使用しなければ外出が困難と認めた身体障がい者のいる世帯。
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、改造見積書
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

③ 自動車操作訓練費助成

自動車教習所において、身体障がい者用の特殊な装置が備えられている自動車により操作訓練を受け免許を取得した方に対し、10万円を限度に助成が受けられます。(訓練費の2/3)

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている人で、山形県公安委員会の身体適格審査において免許証の承認を受け、免許証に身体障がい者の特殊な装置が備えられている自動車に限定する旨の条件が付与されている方。
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、自動車検査証、自動車教習所に支払った金額を証明するもの、自動車検査証(本人所有車両を持ち込み使用した場合)
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

④ 手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業

公的機関や医療機関、就職手続き等のため事業所へ行く時等に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。利用料は無料です。ただし、交通費は実費負担となります。

対 象 者	聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている人。
申請に必要な物	申請書、印鑑、(案内文があれば、文書もお持ちください)
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

⑤ 声の広報

『市報ひがしね』に掲載されている内容を録音したカセットテープを月1回郵送でお届けします。

対 象 者	視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている人。
窓 口	東根市福祉課 地域福祉係にご相談ください。

⑥ 障害者相談員

自ら障害を持った相談員が身体障がい者のみなさんの相談に応じ、援護活動等を行います。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている人。
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

⑦ 東根市身体障害者福祉会

昭和29年の発足以来、障がいを持った仲間達が、スポーツ大会等の行事を通し、相互の親睦を深め合っています。同じ悩みを抱えた仲間との集いに参加してみませんか。

窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。
-----	-----------------------

在宅福祉

① 重度脊髄損傷者等日常生活維持費の支給

半年毎に、月額2,500円の支給が受けられます。(9月と3月にそれぞれ半分を支給)

対 象 者	満20歳以上の在宅者で、1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、脊髄損傷者、頸椎損傷者、または、日常生活に自立して車椅子を使用している人。
申請に必要な物	申請書、印鑑、身体障害者手帳
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

② 在宅酸素療法者支援事業

在宅酸素療法を必要とする人に対し、月額4,000円を支給します。(9月と3月にそれぞれ半分を支給)

対 象 者	呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けていて、医師の指示のもとに在宅酸素療法を行っている方。ただし、重度心身障害(児)者医療等の医療費軽減制度の該当者は除く。
申請に必要な物	申請書、印鑑、身体障害者手帳、医師が作成した酸素濃縮器使用指示書または酸素濃縮器使用証明書
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

③ おむつ支給

清潔で心地よい生活を営まれるよう、おむつ給付券の交付を行います。

対 象 者	1. 2級の身体障害者手帳の交付を受けていて、常時失禁状態にある在宅の方。ただし、介護保険法による認定を受けられる方は、家族介護用品支給事業が優先されます。
申請に必要な物	申請書、同意書、印鑑、身体障害者手帳
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

障害者総合支援法によるサービス

障がいのある方ができるだけ自立した生活が送れるよう利用できるサービスです。

① 訪問系サービス

居宅介護、短期入所、同行援護、移動支援、訪問入浴など、家庭などで利用できるサービスです。

② 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労継続支援、地域活動支援センター、日中一時支援など、施設などで昼間に利用できるサービスです。

③ 住居系サービス

施設入所支援、共同生活援助、福祉ホームなど、施設に入所して利用できるサービスです。

申請に必要な物	身体障害者手帳、印鑑
窓	□ 東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

児童福祉法によるサービス

障がいのある児童が、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練などが受けられます。

① 通所サービス

児童発達支援、放課後等デイサービスなど

申請に必要な物	身体障害者手帳、印鑑
窓	□ 東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

② 入所サービス

児童相談所が、施設において援護することが適切であると判断した肢体不自由のある児童について、治療や自立するための生活指導を受けるため入所することができます。

ただし、扶養義務者などの課税状況により費用負担があります。

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の人
申請に必要な物	申請書、収入資産等申告書、同意書、印鑑、身体障害者手帳
窓	□ 山形県立総合療育訓練センターにご相談ください。 (上山市河崎三丁目7番1号 TEL 023-673-3366)

手当・年金

① 特別障害者手当

定められた額を年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて支給します。

ただし、本人または配偶者若しくは扶養義務者の所得状況によって支給されない場合があります。

対 象 者	日常生活において、常時特別な介護が必要な重度の障がいがある在宅の20歳以上の方。
申請に必要な物	認定請求書、印鑑、診断書、所得状況届(年金受給者は証書の写し)
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

② 障害児福祉手当

定められた額を年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて支給します。

ただし、本人または配偶者若しくは扶養義務者の所得状況によって支給されない場合があります。

対 象 者	日常生活において、常時特別な介護が必要な重度の障がいがある在宅の20歳未満の方。
申請に必要な物	認定請求書、印鑑、診断書、所得状況届(年金受給者は証書の写し)
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

③ 重度心身障害児養育手当

定められた額を年4回(2月、5月、8月、11月)に分けて支給します。

対 象 者	1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている3歳以上20歳未満の障がい児と同居し養育している保護者。(ただし、障がい児の養育を怠っていると認められた時や、障がい児が施設入所している場合を除きます。)
申請に必要な物	申請書、印鑑、診断書、身体障害者手帳
窓 口	東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。

④ 特別児童扶養手当

定められた額を年3回(4月、8月、11月)に分けて支給します。

対 象 者	<p>法に定める程度の障がい有し、常時介護を必要とする20歳未満の児童を監護・養護している父母、又は父母に代わって養育している方。 (同居＋監護＋生活維持が条件) ただし、監護養育者が障がいを支給事由とする年金給付を受けることができるとき、又は対象児が施設入所している場合は該当しない。</p>
申請に必要な物	<p>認定請求書、印鑑、診断書、所得状況届(年金受給者は証書の写し)、対象児童の戸籍謄本、住民票謄本、身体障害者手帳、申立書(別居監護の場合)、学校長の在学証明(別居監護の場合)</p>
窓 口	<p>東根市福祉課 福祉相談係にご相談ください。</p>

⑤ 障害基礎年金

国民年金に加入している方が、病気や怪我で障がい者になった時に支給されます。

対 象 者	<p>障害の原因となった病気や怪我の初診日が、国民年金加入期間または20歳前及び日本国に住んでいる60歳以上65歳未満(老齢基礎年金を受給していない方)で、障害認定日において国民年金法による障害等級表に該当する状態にある場合。 ただし、初診日の前日に、2か月前までの直近1年間の保険料に未納がないこと。(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要。20歳に達した時に国民年金法による障害等級表に該当していること)また、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間に、保険納付済期間と保険料免除期間の合計が3分の2以上あること。 ※初診日とは、障害の原因となった病気や怪我について、初めて医師等の診療を受けた日 ※障害認定日とは、初診日から1年6か月を過ぎた日、または症状が固定した日</p>
窓 口	<p>東根市市民課 保険年金係にご相談ください。</p>

⑥ 障害厚生年金

厚生年金保険に加入中、病気や怪我で働けなくなった時や、働く能力が普通より低下した場合に支給されます。なお1・2級の障害厚生年金を受ける方には、あわせて障害基礎年金が支給されます。

対 象 者	<p>厚生年金の被保険者期間中に障害の原因となった病気や怪我の初診日があり、障害認定日において障害の状態が国民年金保険法による障害等級表に該当、又は厚生年金保険法による障害等級表に該当する状態にある場合。 ※初診日・障害認定日については、障害基礎年金の欄を参照</p>
窓 口	<p>寒河江年金事務所にご相談ください。 (寒河江市大字西根字石川西345の1 TEL 0237-84-2551)</p>

就労

① 職業紹介

公共職業安定所(ハローワーク)では、一般企業に就労可能な障がい者の方に、専門の窓口を設けて職業相談、職業紹介及び就職後の定着指導など、一貫したサービスを行っています。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている就労可能な人。
窓 口	村山公共職業安定所にご相談ください。 (村山市榎岡五日町14の30 TEL 0237-55-8609)

② 山形障害者職業センター

各種職業相談業務や職業適性検査、職業準備訓練・講習などを行っています。

障がい者の就労に関する専門機関ですので、お気軽にご相談ください。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている就労可能な人で、公共職業安定所(ハローワーク)からの紹介を受けた方。
窓 口	村山公共職業安定所にご相談ください。 (村山市榎岡五日町14の30 TEL 0237-55-8609)
	山形障害者職業センター (山形市小白川二丁目3の68 TEL 023-624-2102)

他にも、必要に応じて各種サービスがありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

東根市役所

東根市中央一丁目1番1号

電話 0237-42-1111

FAX 0237-43-5565

福祉課 福祉相談係 内線 2145 ~ 2147

地域福祉係 内線 2141 ~ 2144

長寿支援係 内線 2161 ・ 2166

介護保険係 内線 2167 ~ 2169

市民課 保険年金係 内線 2116 ~ 2117

国保医療係 内線 2137 ~ 2138

税務課 市民税係 内線 2321 ~ 2323

東根市社会福祉協議会

東根市中央一丁目3番5号

電話 0237-41-2361

FAX 0237-42-1350